別紙２

下水汚泥焼却灰売払い条件について

汚泥焼却灰の購入を希望される方は、売払いに際して、次の条件がありますので、十分にご確認のうえ、申請をお願いします。

（１）下水汚泥焼却灰の売却に際し、その排出及び運搬に要する費用は購入者の負担となります。

（２）流動灰及び階段灰の排出は、原則として当局の指示する日の午前９時～午後４時までに実施してください。

（３）流動灰及び階段灰の取り扱いについては、公害防止に関する諸法規を遵守し、環境衛生面から問題が生じないように適切に処置をしてください。

なお、問題が生じた場合は購入者が一切対処してください。

（４）流動灰の売払いに際し購入者は、下記事項を遵守してください。

　ア　搬出車両は、流動灰貯留ホッパー搬入口の開口部が、高さ３ ． ５ ｍ ・幅３ ． ０ ｍ であることを考慮したうえ、計量ブースに設置されたトラックスケール（ 長さ８ ． ０ ｍ ・幅３ ． ０ ｍ ） で計量可能で、業務に支障のない大きさのダンプトラックを使用すること。

イ　流動炉から発生する焼却灰の搬出車両は、荷台に漏水防止対策を施した深あおりのものを使用し、かつ随時脱着できない構造を持つ固定式のものとする。焼却灰の粒子が細かいため、加湿後時間が経過し、乾燥しても飛散しないよう電動式モーターによって開閉できる天蓋等を取付けて焼却灰の飛散を防止すること。

なお、天蓋はアルミ板等の金属製とし、中央部、荷台前部及び後部との接触部にはゴム製等の弾力性のあるパッキンを容易に脱落しないようしっかりと取付け、閉じたときに圧着して隙間が生じない構造であること。

ウ　その他、上記以外の車両等で搬出する場合、漏水防止対策および焼却灰の飛散防止対策を実施した車両等で搬出するものとし、事前に車両等の構造について京都市上下水道局より承諾を得ること。

（５）階段灰の売払いに際し購入者は、下記事項を遵守してください。

　ア　搬出車両は、階段灰貯留ホッパー搬入口の開口部が、高さ３ ． １ ｍ ・幅３ ． ０ ｍ であることを考慮したうえ、計量ブースに設置されたトラックスケール（ 長さ８ ． ０ ｍ ・幅３ ． ０ ｍ ） で計量可能で、業務に支障のない大きさのダンプトラックを使用すること。

　イ　階段炉から発生する焼却灰の搬出車両は、荷台を完全防水型構造とし、焼却灰の飛散防止のため、シートカバー等による覆蓋を施せること。

ウ　その他、上記以外の車両等で搬出する場合、漏水防止対策および焼却灰の飛散防止対策を実施した車両等で搬出するものとし、事前に車両等の構造について京都市上下水道局より承諾を得ること。

（６）流動灰及び階段灰の品質は、当局の通常の施設運営方法により生成されるものが基準となります。

ただし、下水汚泥焼却灰であるため、汚泥の性状等の影響により品質は変動することがあり、当局は品質保証の責任は負いません。

（７）その他、当局の指示に従わないとき及び不都合な行為があったときは、売却を取りやめます。